

有料職業紹介契約書（抜粋）

第6条（紹介手数料の返還）

乙が甲に紹介した採用者が、自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により早期退職が認められた場合には、乙は前項に定めた紹介手数料を甲の指定する金融機関口座への振込みにより返還する。返還額の割合は入社1ヵ月以内の退職は5割、入社2ヵ月以内の退職は3割、入社3ヵ月以内の退職は1割とする。但し、甲の都合により解雇または退職した場合、ならびに第7条で規定する不可抗力により不就労になった場合はこの限りではない。

2. 前項の退職した当該採用者とは、正社員及びフルタイム勤務者とする。

3. 乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により丙の退職を確認し、丙が退職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は前営業日）までに前項の定めに従い紹介手数料を返還する。その際の振込み手数料は、乙の負担とする。

4. 前項の退職した当該採用者に替わる人材を直ちに紹介出来うる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

5. 甲が紹介手数料を支払う前に採用者が退職した場合、甲は返還に該当する金額を減額して支払うものとする。